

平成23年度 事業計画

平成23年度の事業計画は、平成22年度までの多摩市第2次地域福祉活動計画を踏まえて作成した、多摩市第3次地域福祉活動計画を反映させた初年度としての計画とします。

I 一人ひとりにやさしい地域づくり

1 小地域福祉活動の推進

(1) 住民参加や協働による支えあいの仕組みづくり

地域住民や地域で活動する団体を結びつけ、地域の生活課題・福祉ニーズの共有化を図る機会として、「地域住民懇談会」を積極的に開催するとともに、地域住民や地域で活動する団体が連携し、地域における生活課題や福祉ニーズを解決するため、地域の住民や多様な機関・団体が参画する組織「地域福祉推進委員会」の市内全エリアの設置に向け取り組みます。

また、地域住民の関係づくりを支援するため、自治会・住宅管理組合が行う福祉活動への助成金事業を展開し、地域で行われる世代間交流等の事業を支援するとともに、地域住民が主体となって設置・運営する、各種のサロンやラウンジ活動を積極的に支援します。

さらに、地域の生活課題・福祉ニーズの中には、日常的なゴミ出しや電球交換などのちょっとした困り事や地域で孤立し生活に不安を抱える方が増えていることから、住民相互の支えあい事業である「たすけあい有償活動」のサービス内容を見直し、既存の仕組みの拡充を図るとともに、「(仮称)地域安心ネット事業」を実施し、新たな支えあいの仕組みづくりに取り組みます。

(2) 地域福祉活動拠点の整備

多様化する福祉ニーズに対し、迅速な地域ニーズの把握と対応が図られるよう、活動拠点を整備していきます。現在、多摩市内に1カ所、東永山複合施設内に活動拠点を設置していますが、東永山複合施設内活動拠点については、学校跡地の暫定利用の方針により恒久活用ができない状況にあります。そこで、新たな活動拠点を選定し円滑な移転を図ります。

また、地域の福祉活動拠点のあり方を検討し、より身近な相談・情報提供窓口の整備を図っていきます。併せて、支部機能の再編を図り、機能の充実に努めます。

2 ボランティア・市民活動の推進

(1) 運営体制の強化・拡充

多摩ボランティアセンター運営委員会内に設置している専門委員会の再編を検討し、運営委員以外の関係者の参加機会をつくり、地域に開かれた運営を目指すとともに、運営委員と職員が一体となって、市民ニーズに即した事業展開を図ります。

(2) 活動の場や地域拠点の確保

今後、多摩ボランティアセンター永山分室の継続活用が困難であることから、市と情報交換しながら、永山分室の円滑な移転に向けた調整を図ります。

また、いざというときに円滑にかつ迅速に災害ボランティアセンターの設置・運営をするために、より実践的な設置・運営訓練を行います。同時に、運営に必要な行動マニュアルなどの策定に向けた検討を行います。

(3) 幅広い関係者との積極的な協働関係づくりの推進

ボランティアまつりや芸能ボランティア発表会などの各種事業を通じて、多種多様なボランティア活動への参加を促進し、幅広い関係者とのネットワーク・協働関係を築きながら、ボランティア活動の活性化を図ります。また、ボランティア活動振興助成金を通じて、ボランティア団体の継続的な活動支援を行い、ボランティア活動の振興を図ります。

(4) 幅広いニーズキャッチの仕組みと体制づくりの推進

ボランティア活動したい人、支援が必要な人双方のボランティアニーズに迅速に対応し、効果的にコーディネートしていくために、ボランティア情報のデータベース化を図ります。また、地域に相談窓口を設置し、ボランティア相談員を配置して、様々なボランティア情報をより多く収集・発信しながら、課題解決につなげていきます。さらに、市民がより身近な地域でボランティア情報を得られるよう、ボランティア情報コーナーの設置を推進していくと同時に、ウェブサイトやメールマガジンの配信などインターネットを活用した情報発信手段の充実を図ります。

(5) 運営資金及び活動財源の確保

多摩ボランティアセンターの運営強化を図るため、各種チャリティ事業を開発・実施し、自己財源確保に向けた取り組みを計画的に行います。また、ボランティア基金のさらなる増収を図ります。

II 福祉のまちづくりを支える人づくり

1 住民意識の高揚

(1) 域福祉活動への意識啓発

福祉学習の多様なプログラムを構築し、地域合同防災訓練など地域での催しに積極的に出向いて、福祉体験や災害時要援護者支援の啓発等を行いながら、住民相互の支えあい活動の裾野を広げていきます。

(2) 関係機関等と連携・協働した地域の福祉力向上

地域包括支援センターや民生委員等、様々な専門機関と連携・協働しながら、コミュニティエリアごとに「福祉意識の啓発講座」、「認知症サポーター養成講座」や「まち歩き」などの事業を実施し、より多くの市民の福祉への関心が高まるよう働きかけを行います。また、地域の困りごとを解決するため、地域団体やボランティア団体等と企画立案から協働して行う手法等を検討し、モデル実施します。

2 人材の育成と参加促進

(1) ボランティア・地域活動者の育成

夏の期間以外でも、様々な世代の方が、幅広い分野で日常的にボランティア体験できるメニューを開発し、活動につなげていきます。また、学校や地域等から求められるニーズに即して、課題別に講座を実施しながら、ボランティア・地域活動者を育成し、活動につなげていきます。併せて、たすけあい有償活動協力員やサロン活動者、地域福祉推進委員会活動者等、すでに地域で活動をしている方を対象に、研修会や講座等を実施し、人材の育成を行います。

(2) 市民・企業の地域活動への参加促進

これまで地域の活動に関わりが少なかった団塊世代の方など、さまざまな世代を対象に地域活動入門講座やボランティア入門講座、たすけあい有償活動の協力員説明会やサロン事業の説明会など、多種多様な「地域活動参加促進プログラム」を実施し、無理なく気軽に活動できるよう後押ししながら、市民の地域活動への参加促進を図ります。また、企業の力を地域につなげる新しい社会貢献活動の仕組み「(仮称) たまボランティアギフト」(※)の実施に向けた検討を行い、企業

の地域活動への参加促進を図ります。

※ たまボランティアギフト

マッチングギフト制度（社員が福祉団体等に寄付する際に、企業が同額を上乗せして寄付する制度）の「社員の寄付」を「社員のボランティア活動」に置き換えたもの。

Ⅲ きめ細やかな相談と支援の推進

1 地域での相談体制の整備

(1) 地域での相談事業の充実・関係団体との連携による相談体制の整備

日常生活における些細な相談を身近な地域で受けられるようにコミュニティセンター等関係機関と連携し、「福祉なんでも相談」を実施します。また、多様化する地域課題やニーズに対し、より早く的確な情報を提供し、課題解決に結びつけることができるよう、関係機関と連携し相談体制を整備していきます。

(2) 生活安定のための相談・支援体制の充実

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立が図られるよう専門の相談員を増員して、相談体制を充実します。

2 権利擁護事業の充実と拡充

(1) 権利擁護センターの機能充実

今後も地域福祉権利擁護事業等の契約者数や成年後見制度の相談件数の大幅な増加が見込まれることから、権利擁護事業へのニーズに適切に対応するため、機能及び体制の充実を図ります。

また、市民が怪我や病気で緊急に入院等をした際の債務負担行為と官公庁等の手続きについて、行政と連携しながら必要な機能の充実を図ります。

(2) 成年後見事業の拡充

成年後見制度の相談が大幅に増加している中、申立てに伴う煩雑な手続きを軽減し、後見事務における悩みを解決するため、市民に対して多摩市と連携して各種講座を積極的に開催します。

また、様々な理由から成年後見制度の利用が困難な市民が、制度を利用できな

い事で犯罪やトラブルに巻き込まれる事を防ぐため、成年後見申立支援事業の拡充効果的・効率的な法人後見の平成25年度試行実施に向け、多摩市や関係機関と共に検討を進めます。

IV 市民とともに歩む、社協の経営

1 組織体制の見直しと強化

(1) 「意思決定」の仕組みの強化

多摩社協は、地域住民や関係団体等からの信頼を得て、「地域福祉の推進」という社会的責任を果たすことが求められています。責任ある法人として、適切な経営を行うため、「経営判断」や「意思決定」を行う理事会・評議員会の機能強化を図るとともに、部会、委員会の再編と役割の見直しを行いながら、組織の活性化を図ります。

(2) 事務局機能の強化

第3次地域福祉活動計画を着実に実施して行くためには、事務局組織を再編し、「人・物・金・活動」の進行管理等、法人の管理機能（マネジメント）強化を図る必要があります。

そのため、財務・労務業務の複数担当制の導入や、新たに企画部門の設置を含め、事務局体制の再編に向け検討を行います。

(3) 専門性の向上

研修体系（基本研修、階層別研修、専門研修の三分類）を構築するとともに、地域福祉活動の先進事例の視察や研究、人事交流等を図りながら、職員の資質・専門性の向上に取り組みます。

(4) 自主財源の確保

既存の自主財源を見直し、それらの拡充を図ります。

会員会費については、自治会・住宅管理組合への「社協説明会」の開催に向けた継続的な取り組みを実施して、会員を拡大し増収を図ります。

福祉ショップについては、専門の委員会を設置して、障がい者団体・施設等の支援や経営の強化に努めます。

新たな財源確保の検討については、他社協の収益事業の事例研究と新たな収益事業の検討と、広告収入についても拡充を図るための検討をします。

2 透明性のある法人経営の確立

(1) 計画の進行管理及び外部機関による法人監査の実施

既存の「地域福祉活動計画推進委員会」において、第3次地域福祉活動計画の進行管理や評価を実施するとともに、法人の透明性を確立するため、外部機関による監査の導入に向け検討いたします。

(2) 情報公開と提供の充実

ホームページをリニューアルして見やすく、分かりやすくします。そして取り扱う情報や公開する情報等を拡充します。

広報活動については、「ふくしだより」の発行回数、部数、誌面や構成など見直し、設置場所なども拡充を図り、より多くの市民の方々に届けられ、読まれるよう検討して充実していきます。

広報活動や情報発信については、ホームページや広報誌に留まらず、各種事業を通じたPRを積極的に行います。また、その効果的な実施のために、他市や他団体の事例研究やコンサルタント等、外部機関の専門的視点も活用します。

(3) 会員モニター制度の導入

会員が、多摩社協の運営に参画できる新たな取り組みとして、会員モニター制度の研究及び具体的実施に向けた検討を進めます。

3 在宅福祉サービスの再構築

(1) 介護保険法に基づく事業の受託・整備

通所介護事業の受託から南野デイサービスセンターの事業所化を目指し、介護保険事業への参入に向け、平成24年度開始の準備を進めます。

また、平成23年度から南部地域包括支援センターを、民間事業者から当会で受託、運営し機能の充実と安定に努めていきます。

(2) 地域活動支援センターへの移行・整備

平成23年度中には、多摩市と協議を行い、「地域活動支援センターI型」への移行を進めます。障がい者（児）に対し、健康の推進、教養の向上、レクリエーション等の事業を行なうことによって、生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。また、障がい者（児）を対象とした水中機能訓練等を実施し、身体機能の低下や麻痺等の方に対し、改善や社会参加を図ります。引き続き「障がい者理

解推進事業」として「障がい者ととともにひとときの和」を充実し、実施していきます。パソコン教室については、土曜日コースに加え、夜間コースも新たに設置し、障がい者ニーズに応じていきます。

デイサービス部門では、在宅の障がい者に対し、生活の改善、身体機能の維持向上また、自立と社会参加を促進するために、個々のニーズに対応したコースを設定し、リハビリテーション機能を強化し、より機能の向上、本人及び家族の福祉の向上を図ります。さらに精神障がい者に対し、市よりデイグループ「アミコス」を新たに受託し、在宅の精神障がい者の個々のニーズに対応したコース設定を行い、社会参加を図っていきます。

相談支援部門では、精神保健福祉士を配置し、相談支援専門員の強化を図り、精神障がい者の相談全般に対応を行いながらさらなる相談事業の強化を図ります。

平成22年度に購入したオージオメーターを使用し、聞こえと補聴器の相談会をボランティアセンター、まちづくり推進係と連携し、地域展開を図ります。

[事業] 機能回復訓練、会話等の社会適応訓練、創作的活動、入浴サービス、給食サービス、健康指導、送迎サービス、その他

[事業] 体操教室、陶芸教室、パソコン教室、水中機能訓練、専門相談、障がい者と共にひとときの和（障がい者理解推進事業）、聞こえと補聴器の相談会、その他

(3) 老人福祉センター事業の拡大（受託事業）

文化・教養事業の充実はもとより、引き続き介護予防事業を受託し、特定高齢者向けの寿大学の講座を市と調整を図りながら実施し、事業の拡大を図ります。

パソコン教室については、講座内容の見直しを図り、より新しく、最新のニーズに対応するためのコース設定を行います。

[施設] 風呂、休憩室、談話室、音楽活動室、ビリヤードコーナー、その他

[事業] 寿大学・・・英会話、書道、キーボード、パソコン、ペン字、陶芸、絵手紙、料理教室、中国語、その他

健康推進事業・・・筋力向上体操、口腔体操、水中運動、らくらく運動、ゆったり体操、その他

介護予防事業・・・内容は未定

[事業] 日常生活訓練、創作活動、会話等の社会適応訓練、給食サービス、入浴サービス、送迎サービス、口腔ケアサービス、その他

(4) 障がい者通所施設の法内化（受託事業）

現在受託運営している、「すぎなの友生活訓練所」は平成23年度末までに法内化し、民間の事業所へ円滑に移譲する方向で市と調整を行い、保護者との協議を進めます。

(5) コミュニケーション支援事業の充実（地域生活支援事業、手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業）

在宅の聴覚障がい者に対し、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。また、聴覚障がい者等が参加する市内に事務所を有する公的団体・福祉団体等が主催する行事等に派遣します。さらに、要約筆記者、手話通訳者の当会独自の養成講座をボランティアセンターと協力しながら実施していきます。

(6) 移動支援事業（地域生活支援事業、視覚障がい者ガイドヘルパー派遣事業）

地域生活支援事業所として、視覚障がい者の移動支援事業を実施します。

また、移動支援事業所として移動支援員の養成とスキルアップを進めます。

平成22年に施行された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」により重度の視覚障害者（児）に対する移動支援が「同行援護」として障害福祉サービス（自立支援給付）に位置付けられ、地域生活支援事業の移動支援事業の一部は「行動援護」へ移行することとなります。平成23年10月1日からの施行に向けて、経過、状況等を勘案しながら、新しいサービスについて検討を進めます。